



Global Tax Update

英国

デロイト トーマツ税理士法人

2015 年 10 月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

1. 11 月 25 日の秋季財政演説

英国の財務大臣(The Chancellor of the Exchequer)は秋季財政演説、予算責任局(Office for Budget Responsibility)の最新見通しおよび歳出見直しが2015年11月25日に発表されると述べた。

2. Anson 訴訟: 最高裁判決に関する HMRC 声明

Anson 訴訟において最高裁判所が下した判決に関して、英国歳入税関庁(Her Majesty's Revenue and Customs: 以下「HMRC」)は声明(Revenue and Customs Brief 15: 以下「本声明」)を発表した。本声明で HMRC は、「Anson 訴訟判決は、国外法および関連する LLC 契約の解釈に関して簡易裁判所(First-Tier Tribunal)が認定した事実および発見に固有の内容であり、それ以上に一般的なものとして適用する必要はない」とし、米国 Limited Liability Company(以下「LLC」)に係る現行の取扱いを今後も継続することを確認した。このことは、米国 LLC が従来グループ内で法人(company)として取り扱われてきた場合は、HMRC は今後も当該 LLC を法人として取り扱うことを意味し、また米国 LLC 自体が事業を行っているものとして取り扱われてきた場合は、HMRC は今後も当該米国 LLC 自体が事業を行っているものとして取り扱うことを意味する。HMRC はまた、

米国 LLC が資本を発行しているか否かの判定においても現行の取扱いを続けることを提案している。Anson 訴訟に依拠して外国税額控除を申請している個人については、事案ごとに検討されることになる。

本件訴訟はデラウェア州 LLC(以下「本件 LLC」)の個人構成員(Anson 氏)に関するもので、本件 LLC が米国税務上はパススルー エンティティとして取り扱われることに基づき、本件 LLC の利益のうちその持分相当利益額に対して Anson 氏個人が課された米国所得税について、外国税額控除を適用できるか否かが問題となっていた。英国では HMRC は、「本件は法人が配当と同等の支払を行ったものであり、当該所得に対して Anson 氏は英国で課税を受けていない」と主張した。今般、最高裁判所は簡易裁判所の事実認定が最終見解であるという判断を下し、「構成員が LLC の利益に対する権利を有していたか否か、また有していた場合には当該権利がどのような性質を有するかは(税法以外の)デラウェア州法に基づき判断される問題である。これらの問題に関して簡易裁判所は事実認定を行い、その認定事実に対して英国税法が適用された」と述べ、「簡易裁判所が、本件 LLC の構成員には本件 LLC 利益発生時にその持分相当分の権利が発生したと判断している以上、外国税額控除は認められるべきである」という結論を示した。

3. ペナルティーに関する HMRC 検討文書: 回答概要

HMRC は今般、「罰則に関する HMRC 検討文書 (HMRC Penalties: a Discussion Document)」に対する回答の概要を発表した。本検討文書は 2015 年 2 月に発行されたもので、HMRC の業務の電子化に伴い、ペナルティーのあり方をどう変えていくかについて意見が募集された。回答概要では HMRC の今後の対応案も記載されており、申告・納税の遅延に対するペナルティーが優先事項として挙げられ、納税額に不足がない、遅延期間が非常に短い、初回遅延の場合にはペナルティーを課さないといった選択肢が検討されている。また、ペナルティー以外の非金銭的な罰則および督促状の有効活用や納税者ガイダンスの向上によるコンプライアンス促進も検討されており、申告誤りについてはもう少し長い時間をかけて罰則案が検討されることになる。HMRC は制度簡素化を目指しており、特に納税者のコンプライアンス履歴、申告誤りの程度および HMRC への協力姿勢に応じた事務負担の追加、罰則対象最低税額ならびに罰則適用率の調整を検討する。今後の協議が待たれるところであり、早ければ 2017 年度財政法案に法案が含まれる予定である。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu

本件に関するお問い合わせ

Deloitte LLP ロンドン事務所

パートナー 古新居 由紀

ykonii@deloitte.co.uk

ディレクター 日高 大雅

hhidaka@deloitte.co.uk

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

新東京ビル 5 階

T e l: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ 税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。